

平成 26 年度

人権啓発シリーズ集

公益財団法人 高知県人権啓発センター

はじめに

この冊子は、平成二十六年六月から十二月まで高知新聞に掲載しました人権啓発シリーズ七回分を編集したものです。

さまざまな人権問題の解決を図るための啓発資料として、ぜひ、多くのみなさまに活用していただきたいと願っております。

平成二十七年三月

公益財団法人 高知県人権啓発センター

理事長 吉岡和夫

目

次

一、犯罪被害者の人権 心の豊かさで支援を………	特定非営利活動法人こうち被害者支援センター事務局長	和田 章	1
二、ネットと人権 相手思いやる想像力を………	高知県教育委員会事務局特別支援教育課チーフ	平石 勝久	5
三、HIV感染者と就労支援 障害名を開示する意義………	社会福祉法人はばたき福祉事業団事務局次長	岩野 友里	9
四、発達障害の凸凹 「できる」を生かせる社会に ……特定非営利活動法人発達障害をもつ大人の会代表	広野 ゆい	13	
五、性的少数者の人権 働きやすい職場環境を………	特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ代表	村木 真紀	17
六、障害者の人権 共により豊かな人生を………	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」センター長	山本 和久	21
七、災害と人権 個人の命と暮らしに目を………	特定非営利活動法人レスキューストックヤード常務理事	浦野 愛	

犯罪被害者の人権

心の豊かさで支援を

(平成26年6月7日掲載)

和田 章

わだ・あきら氏

公立中学校教員（教諭・社会教育主事・
教頭・校長）を経て、いの町教育支援室・
室長となる。現在、特定非営利活動法人
こうち被害者支援センター事務局長。

近年、刑法犯罪の件数は、全国的に減少傾向にあります。しかし、ゼロになつたわけではなくむしろ凶悪化されていると感じます。

加害者によるいわれのない自己中心的な行動が、時には人の命を奪い、被害者や家族・遺族の心を傷つけ、^{むしば} 貫み、その苦しみは時の経過をすら許すことなく続きます。

これは人権侵害以外の何ものでもありません。しかし、これまでに被害者や被害者家族・遺族の声が認知されるには多くの時間と労力が費やされました。1991年のことです。東京で開催された犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウムの会場で、被害者遺族として参加された大久保恵美子さんの声が大きく世の中を動かすことになりました。

「私の息子は、飲酒運転者に殺されました。

殺されたのちの数カ月間、私はどうやつて生きていけばいいか分からず、何か私を精神的に助けてくれるところがないものかと必死になつて日本中を探しましたが何もありませんでした。今の日本は大きな声で泣くことすらできず、ただじつと自分で我慢しなければならない社会であり、これが日本における被害者の姿だと思います。子どもを殺された親は、このような辛い思いをもう他の人たちにさせたくないという気持ちでいっぱいなのです。このシンポジウムを機会に、ぜひ一步でもいいのです。踏み出してください」

この発言がきっかけになり、1992年「犯罪被害者相談室」が東京医科歯科大学に誕生し、1998年5月には、全国組織である「全国被害者支援ネットワーク」が東京に設立さ

れたのです。現在は全国48カ所に支援センターが設立されています。

こうち被害者支援センターは、全国で44番目に設立されました。2012年8月には、高知県公安委員会より適切に支援活動ができる団体として指定をいただき、犯罪被害者等早期援助団体としての立場に立っています。

ところで、法の制定や改正にも大きな動きがありました。高知県出身の弁護士岡村勲さんや、山口県光市で起きた母子殺人事件のご遺族である本村洋さんたちのグループが被害者の会を設立し、努力の結果、04年に「犯罪被害者等基本法」が成立し、07年には被害者が裁判に参加できる被害者参加制度が刑事訴訟法に盛り込まれました。

このことは大変大きなことで、大久保さん

の叫びが人の心を動かし、国を動かしたのだと思います。被害者も加害者も出さない、出ない社会にすること。それが私たちの願いであります。支援活動の基本であります。

14年度から高知県は、人権施策基本方針の中で、犯罪被害者等の課題を取り上げ、社会状況の変化に対応した施策を推進しようと計画されているようです。単なる目標に終わらず、積極的な取り組みに期待したいところで。特に、被害者支援については、被害に遭われた方やご家族・ご遺族の方の切なる思いを拝聴し、犯罪被害の実態に触れることから始めていただきたいと思います。

今、こうち被害者支援センターでは、高知県警察本部とも連携を持ちながら被害に遭われた方やご遺族の方をお招きし、被害者支援

のための講演会「命の大切さを学ぶ教室」という取り組みを行っています。感受性豊かな中高校生の皆さんが話を聞き、感じ取つていただき被害者支援に対する意識を高めてもらいたいと思います。まさに「鉄は熱いうちに打て」だと考えます。

また、PTAや教育関係機関に従事している方々、あるいは、企業の方々などにも犯罪被害者支援の実情を知つていただき、何かできることはないのかという大人の責任としての第一歩を踏み出していただければと思います。

13年度、こうち被害者支援センターが受けた相談件数は、延べ685件です。この中には殺人、強制わいせつ、暴力などに係る相談事例も含まれています。この数字は、こうち被害者支

援センターが設立されてからの7年間でもあまり変わることはありません。決して、他人ごとではないのです。

人情に厚く、他県の方々からも親しみをもつて「高知家」を評価していただいています。その温かな心の豊かさで被害者支援という課題に取り組みたいものです。

(平成26年7月17日掲載)

相手思いやる想像力を

平 石 勝 久

ひらいし・かつひさ氏

高知県教育委員会事務局特別支援教育課チーフ（特別支援学校担当）。1987年に県立盲学校の教諭に採用。その後県立中村特別支援学校、県立高知若草養護学校を経て、2003年から県教育センターの指導主事。県教育センターと県心の教育センターの7年間は、人権教育を担当する。2010年から県教育委員会事務局特別支援教育課指導主事。2011年から同課チーフ、現在に至る。

近年、パソコンや携帯電話（以下、「ケータイ」と表記する）の普及や各学校におけるICT（情報通信技術）教育の推進の成果により、インターネット（以下、「ネット」と表記する）を利用する子どもたちが増えています。

また、私が勤務する特別支援教育課が所管する特別支援学校においても、ICTは子どもたちのコミュニケーションを支援するツールとしての有効性は高く、さらなる充実が求められています。

しかし、そのような状況と比例するようにネットを悪用して、他者の人権を侵害する事例が後を絶ちません。

高知県教育委員会が2012（平成24）年度に実施した「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」によると、

児童生徒が何らかのネットトラブルに巻き込まれた割合は、小学校15・2%、中学校24・2%、高等学校22・6%、特別支援学校27・9%と報告されています。（詳細は県教育委員会人権教育課ホームページ「携帯電話（スマートフォン）の利用実態調査【分析】」に掲載）

以前、私は心の教育センターで人権教育を担当しており、ゲストティーチャーとして高等学校に出向き、「インターネットと人権」に関するテーマで、高校生と一緒に考える機会を得ました。

そこで、交友関係のトラブルを未然に防止するためには何が必要かについて、体験を通して考える学習を行いました。

まず最初に、ペアで上手に聞き合うトレーニングを行いました。向かい合って1分間で

話をする活動で、2人で1分間という時間を確認します。1人が長く話をしてしまうと、もう一人の人はほとんど話ができません。

活動はペアを代えて4回実施します。最初は「今日の朝ごはんは何か」という題からスタートし、最後には「私のとつておきの話：あの時の私、けつこう輝いていたんだよね」「遠慮せずに話を聴かせて」といった内容まで、徐々に話が深まるように意図しました。

同じ学年の生徒であっても、初めて話をするペアもあり、わずか1分間ですが、1回目は互いがぎこちなく、時間の長さを感じました。しかし、3、4回目あたりになると、リラックスして互いが聞き上手になつてきました。

活動の様子を参観していた担任によると、

「日常では会話がかなり苦手な生徒も、1分間という時間の見通しや、友だちの聴いてくれる姿勢に、笑顔や意欲的に参加する姿がみられた」という感想をいただきました。

この活動の振り返りでは、ケータイ・ネットの事例のなかで、コミュニケーションについて、あらためて考えられるようにしました。

コミュニケーションには、「声」「表情」「言葉」という大切な三つの要素があります。

そこで、子どもたちが日常的に活用しているメールや無料電話アプリはどうでしょうか。日時、場所等の要件を一斉に伝えられるという強みはありますが、声や表情など感情を伝えることには限界があります。メールは、「私の思い」や「感情」等の気持ちを伝えにくいツールであることを確認しました。

また、同じ内容のメールでも「受け手」のその時の気分や感情で誤解を招くことがあります。

そして、「ムリ」「うざい」等の人との関係を切る言葉は、何度も読み返され、さらに相手を傷付けることがあります。

半面、「ありがとう」「元気になつたよ」等、温かい言葉は、さらに良く受け止められる可能性もあります。

このようにケータイ・ネットのツールとしての特性をきちんと理解し、上手に使いこなすことが大切になります。

そして、メールを受け取る相手の気持ちを精いっぱい考えてメールを送信すること、相手を思う豊かな想像力こそが、人権感覚の涵養につながります。

最後に、コミュニケーションとは、「声」「表情」「言葉」をフル稼働し、互いに話し合うことで通じて折り合いを付けていくプロセスです。

伝えづらいこともたくさんあろうかと思います。しかし、本当に大切なことは「メール」で済ませるのでなく、直接会つて、きちんと伝えられるようになることが大切です。

「送信」前に、少し立ち止まって考える。一人一人の心がけが、トラブルを未然に防ぐことにつながります。今からできる、私の一歩を踏み出してみませんか。

障害名を開示する意義

岩野友里

いわの・ともさと氏

神奈川県出身。1998年からはばたき福祉事業団に勤務。以来、薬害エイズ事件の被害者救済に取り組む。2006年に社会福祉法人となつた後は、H—IⅤ感染者の就労支援事業にも関わり、多数の企業を訪問してワークショップを行い、企業のH—IⅤ感染者採用をサポートしている。1972年生まれ。

HIV感染症は約30年前に登場した比較的新しい疾患です。当初は治療法がなく死の病と恐れられ、またいわゆる「エイズパニック」によりネガティブイメージが社会に刻まれてしましました。

しかし、1996年の薬害エイズ裁判和解を機に、その病態は大きく変わりました。「治療薬の開発及び治療体制の整備拡充について、国が衆知を結集して取り組むように」との和解勧告に基づき、最新・最高度のHIV医療を提供するエイズ治療・研究開発センター（ACC）が設置されました。そして全国にHIV拠点病院が設置され、ACCを頂点とする治療体制が構築されました。抗HIV薬の迅速導入が認められ、さらに複数の抗HIV薬を組み合わせて服薬し治療

効果を高めるHART療法も導入されたことで、HIV感染症は死の病からコントロール可能な慢性疾患となりました。HIV感染者も一般の方と変わらない日常生活を送ることができるようになったのです。

裁判の和解には、もう一つ重要なことがありました。それは、98年から免疫機能障害として身体障害者認定を受けられるようになつたことです。これによりHIV感染者は障害者枠での就労が可能となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、企業に対し従業員数の2・0%以上の障害者を雇用することを義務付けています。昨年この雇用率に引き上げられ、企業は積極的に障害者採用を進めています。

しかし当初は、HIV感染者に対する差別

偏見が強く、障害者枠での就労は大変困難でした。ある相談機関では、HIV感染者をどう解雇すればよいかとの相談を企業の人事担当者から受けたこともあつたそうです。

私たちは、差別偏見解消のためにさまざまな試みをしてきました。その一つがHIV感染者の就労支援です。

私たちの就労支援の特徴は、障害名の開示にあります。障害名、つまりHIV感染者であることを明かして就労すれば差別を受けてしまうのではないか？ そう思われる方も多いと思います。しかし、だからこそその逆転の発想です。

なぜ、HIV感染者は差別されるのでしょうか？ 皆さんは、HIV感染者に会ったことがありますか？ ほとんどの方はないと思

います。私も、現在の職場で働くまで一度も会つたことはありませんでした。会つたことがないからこそ、「HIV感染症という病気のことが分からなし、怖い。日常生活では感染しないと言われても、もしかしたら感染するかもしれない」。そのように思っている方が多いと思います。

しかし、実際に会つてみると、一般の方と何も変わりません。HIVは感染力が極めて低いため、日常生活で感染することもあります。違いと言えば、数カ月に1回の通院と毎日薬を飲むことですが、これは他の疾患を抱えている方にも言えることです。

知らないからこそ、分からないうことがたくさんあり、それが恐れや差別偏見につながっていくのです。ならば、初めからHIV感染

者であることを明かして就労し、HIVのことを知つてもらえれば、そのような差別偏見はなくなるのではないか。会つて初めてなくなる差別と偏見。これが出発点でした。

現在行つて いる就労支援は、HIV感染者の採用を決定、あるいは検討している企業を HIV専門医とともに訪問し、医療講演と質疑応答がセットになつたワークショップの実施です。延べ50社近い企業を訪問しましたが、すべての企業でHIVに対するご理解をいただき、成功を収めています。ここで大切なポイントは、HIV専門医が日常生活では100%感染しないと断言すること。不安や戸惑いを感じている方も、この一言でガラツと変わります。専門医の一言はそれだけ重みと信頼感があるのです。

ところが、HIVに対する理解が不足しているのが、実は医療機関なのです。新聞等でも報道されました が、2009年には愛知県の病院に勤務する看護師がHIVに感染していることを理由に病院側から退職勧奨を受け、また11年には福岡県でも看護師がHIV感染を理由に休職を強要され、その結果退職を余儀なくされました。非常に残念なことです。それだけ差別偏見が根強いのだろうと思います。

少しずつ変わりつつありますが、まだ道半ば。今後もHIV感染者が安心して働く環境づくりを目指していきます。

「できる」を生かせる社会に

広野ゆい

ひろの・ゆい氏

表。NPO法人発達障害をもつ大人の片付けができない、周りに合わせ物のせらはら会時代を過ごす。専業主婦であつた大人の時代を30歳のとき注意欠陥多動性障害（ADHD）と診断される。2002年に発達障害のグループ「関西ほつとサロン」で生女られました。2008年に「発達障害をもつ大人の会」を立ち上げる。現在は当事者の立場でキヤリーカウンセリング、企業、支援者向けの片付け・金銭管理を行なう。当事者向けの講演、セミナーなども行なう。

見た目は普通でも、できることとできないことがある発達障害は、理解されにくい障害の一つです。特に「大人の発達障害」が認知されるようになったのは、2005年に発達障害者支援法ができてからのここ10年ほどのことですから、言葉は聞いたことはあるけれどよく分からぬといいう人がたくさんいます。

また、最近になって発達^{でこぼこ}凹凸という言葉が使われるようになつてきました。発達の凸凹があることで仕事や生活に支障をきたし、不適応が起ると発達障害という診断になるという考え方です。どんな人にも凸凹があり、その凸凹が大きいか小さいかという程度の問題でもあります。

発達障害と診断される大人の数は、認知度が上がるにつれ年々増加しています。ITの

発展やグローバリゼーション、産業構造の変化の中でスピードやコミュニケーション能力がより重視される世の中になりました。

さらにリーマン・ショック以降の世界的な不況の影響もあって、昔なら多少できないことがあつても、なんとか自分でのできることを探して社会適応できていた人でも、今は仕事や生活で不適応を起こし、うつ病や不安障害などの二次障害を起こして発達障害と診断されています。

私自身が発達障害を知ったのは20代後半になつてからでした。自分が周りの人と違うということは、それまでもずっと感じていました。ほかの人と感じ方や考え方が違うという違和感もありましたが、友達との関わり方も分からず、周りからは「変な子」と言われて

いました。

また、勉強ができないわけではないけれど、みんなが当たり前にできることが私には頑張つてもできません。学校では遅刻や忘れ物が多く「やる気がない」「怠けている」と言わされました。でもそれがなぜなのかは自分でも分かりませんでした。

学校の集団生活では協調性が重視され、違

うことは許されません。周りに合わせ、みんなと同じようにできなければ怒られたり、仲間外れになつたり、いじめられたりします。「違つてはいけない」ー。そういう環境の中で過ごすうちに、大人になるころには私は自身を否定し、自分のような人間はいないほうがいい、生きていても仕方がない、と思うようになつていきました。

大人になつて発達障害を知り、20代後半で病院に行つてまずうつ病と診断されました。社会に出てからも仕事や人間関係の失敗が続き、そのころには人と関わることが怖くなつていました。食事もろくにとれず、外にも出られず家にひきこもつている状態でしたが、それは自分がダメな人間だからだと思つていました。

大人になつてから発達障害と診断される人の多くは、二次障害があり、さらに社会生活を困難にしています。「誰にも分かつてもらえずに苦しんでいる人は私だけではないはず」。そう思つた私は同じ悩みをもつ人が集まる自助グループをつくりました。

仲間に出会えて、共感し、理解してもらえるという経験ができて初めて、生きていても

いいんだと思えることができました。ありのままを受け入れてくれる仲間がいなければ、私はずっと自分を否定し続けていたでしょう。今年で12年になるその「関西ほつとサロン」の活動は今でも続けています。

最近では「障害」は社会環境がつくるという考え方方に変わっています。障害は「違う」であり、それが受け入れられる環境なら生きていく上で障害にはなりませんが、否定され、排除される環境では、それは大きな障害になるのです。

障害は個性という考え方もあります。個性を尊重するはどういうことでしょうか。優れた部分だけが個性として尊重されるのではなく、できないことも「個性」として尊重されなければ、本当にその人自身を尊重してい

ることにはならないでしょう。

「個性」は「違う」です。「個性」が生かされるかどうかは環境次第なのです。互いの違いを尊重し、できることをフォローしあえる環境で初めて、個性は生かされます。

個性的な発達凸凹の人が生きやすい社会は、すべての人が生きやすい社会です。学校に、会社に、地域に、それぞれの違いを尊重しあえる環境をつくることで、すべての人の凸凹を生かせる社会になる。「みんな違って、みんなない」。そんな社会をめざして、これからも活動を続けていきたいと思っています。

性的少數者の人権

働きやすい職場環境を

(平成26年10月15日掲載)

村木真紀

むらき・まさき氏

特定非営利活動法人「虹色ダイバーシティ」代表。1974年茨城県生まれ。京都大学卒業。日系大手製造業、外資系コンサルティング会社等を経て現職。LGBT当事者としての実感とコンサルタントとしての経験を生かして、LGBTと職場に関する調査、講演活動を行つてゐる。大手企業、行政等で講演実績多数。

私は「虹色ダイバーシティ」というNPO法人で、LGBT（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者、バイセクシュアル＝両性愛者、トランスジェンダー＝からだの性別とこころの性別が一致しない人の総称）等の性的マイノリティ（以下、LGBTと表記）が働きやすい職場づくりを目指して、企業や行政向けの講演やコンサルティングを行っています。

「虹色」は、LGBT支援の意味で世界的に使われているシンボルであり、「ダイバーシティ」は、職場内の人材の多様性を推進する人事戦略のことです。日本では女性や障害者、外国籍住民などに関するダイバーシティ施策が行われていますが、LGBTに関して取り組んでいる職場はまだまだ少数です。

法人で、LGBT（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者、バイセクシュアル＝両性愛者、トランスジェンダー＝からだの性別とこころの性別が一致しない人の総称）等の性的マイノリティ（以下、LGBTと表記）が働きやすい職場づくりを目指して、企業や行政向けの講演やコンサルティングを行っています。

LGBTは人口の5・2%という調査結果（2012年電通総研）もあり、数字上は20人に1人いるはずなのですが、周囲にカミングアウト（公表）している人が少ないこともあり、職場でどのような困難を抱えているのか、どのようなニーズがあるのかが分かりにくく、という特徴があります。

虹色ダイバーシティの設立のきっかけは、11年に自分自身が体調を崩し、3ヶ月休職したことです。業務多忙で疲れなくなってしまったのですが、ギリギリまで我慢した揚げ句に倒れてしまいました。

今思えば、当時の上司がゲイに関する「冗談」をよく言う方だったため、私の中で苦手意識がぬぐえず、自分の体調についてなかなか相談する気になれなかつたという事情もあ

りました。

休職期間中に、ちょうど同じタイミングで

休職していたレズビアンの友人と話す機会がありました。彼女と私は会社も業種も違ったのですが、上司や同僚に自分の正直な気持ちを話していく、仕事を頑張っても報われる気がしない、自分はこの会社に属している感じがしないなど、職場に対して抱いている気持ちが非常に似ていることに驚きました。

調べてみると、欧米では職場の中のLGBTの生産性やメンタルヘルスの問題に関する調査が進んでいて、まさに自分たちが感じていたことを、海外でも感じている人がいると知りました。職場内でいじめにあつてしたり、解雇されたりしている当事者もたくさんいます。こうしたLGBTの職場における問題を、

日本でもぜひ多くの人に知つてほしいと思い、活動を始めました。

日本での取り組みは、外資系企業やグローバル企業から始まり、日系企業や行政機関に広がりつつあります。昨年行われた「東洋経済CSR調査」では、大手企業の中の114社がLGBTに関する対応方針を定めており、80社が既に何らかの取り組みを行つてているそうです。

LGBT施策の内容としては、人事や管理職のLGBT研修、社内の差別禁止規定やセクハラ規定へのLGBTの盛り込みなどがあります。同性パートナーに結婚祝い金や育児休暇、介護休暇を認めるなど、福利厚生の見直しを始める企業も出てきています。

行政では大阪市淀川区が13年9月に全国で

初めて「LGBT支援宣言」を発表し、電話相談やコミュニティースペースの運営などを開始しています。

私たちが千人以上の当事者にアンケートを実施したところ、「LGBTに関する差別的言動がある」と回答した人は70%であり、差別的言動のある職場は人間関係が悪く、ストレスが高いという結果になりました。

逆に「何らかのLGBT施策を実施している」という職場では、カミングアウトしている人も多く、勤続意欲が高いという結果になりました。差別的言動を抑制し、LGBTに配慮した職場をつくることで、職場の生産性が高まる可能性があると示唆する結果となりました。

職場で何らかのLGBT施策を始めるこ

は、社員一人一人の生き方を会社が応援するという力強いメッセージになり、それはLGBTでない人にとっても働きやすい職場をつくることにつながります。都会だけ、大企業だけの話ではなく、地方でも、中小企業でも、できることはたくさんあります。

LGBTの話は、職場で話すのがためらわれるような「性的」な話ではなく、従業員のメンタルヘルスや生産性の話であり、多様さを認め合う社会づくりに関する話だと思います。ぜひ、多くの職場で取り組みが始まることを願います。

(平成26年11月22日掲載)

共により豊かな人生を

山本和久

やまもと・かずひさ氏

2003年高知県へ転居。社会福祉法人高知県知的障害者育成会通勤寮大津寮の生活支援員として勤務。現在は、障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」センター長。1959年生まれ。

異業種から転身して福祉の仕事に就いて12年が経過しました。その間、企業で働く障害者を支援する施設で生活支援員を勤めた後、障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」の支援員として7年間担当をさせていただきました。

「ゆうあい」では、これから企業で働きたい、あるいは働き続けたいという希望のある方たちを応援し、企業と働く障害者を結び付けていくことが主な業務です。加えて、職業生活に伴う、社会生活上の課題について相談を受け、一緒に解決していくこともあります。

課題というのは、独立生活をしている方の健康面や知人・友人らとの人間関係、支払いの遅延や金銭に関する事、携帯電話に端を発したものなどさまざまです。

携帯電話の利用では、金銭にまつわる問題が多くあります。障害があろうとなからうと、社会の中で生きていくことに違いはありません。自分の直面した課題を乗り越えていく術が分からずに行き詰まってしまう。そんな状況に置かれた人の不安を取り除く応援をしていくことが、「安心して暮らす、働き続ける」を支えることだと思っています。

この「なんでもあり」の課題を抱えた人たちを支えていくのは、私たち「ゆうあい」の職員だけではありません。課題に応じて専門性を有する機関と力を合わせ、当事者の意思を尊重した上で解決に当たっていきます。
休まずに勤め、安定した給与と障害基礎年金を受給して経済的自立を果たしても、一人暮らしの寂しさや、余暇の過ごし方が分から

ずにギャンブルに没頭してしまったこともあります。

煩雑な手続きが不要で、しかもわずかな現

金で始められ、射幸心をあおる遊戯は、抜け

出せなくなる人も少なくありません。先を見

通すことが苦手な方は自分の勝ちを信じ、手持ちの現金のみならず、生活費全てをつぎ込むこともあります。そうなれば生活困窮に直結することは明らかです。そしてその状況になつてみなければ事態を把握できないこともあります。

残念なことは、そのような状態を開拓するために、法を犯す行為に至る場合があることです。自分が生きていくためとはいえ、窃盗などの犯罪は、障害により理解力が不十分であっても、法の裁きは免れません。裁判となり、判決で執行猶予となれば地域生活で更生

の道を歩んでいくことになりますが、実刑の場合は収監され法に定められた懲戒を受けるのです。

「刑務所に入ったからといって必ず更生できるとは限らない。逆に所内で生まれた善からぬ人間関係が出所後に、再犯の可能性を高めていく。そのようなことを考えれば、地域で支えられ更生していくことが望ましい」とある弁護士から聞かされたことがあります。

日ごろの当事者との会話から察するに、相手の質問や意見に迎合してしまうという傾向が見られることがあります。関わる人によって自分の意志とは違う方向に引っ張られ、罪を重ねていくことも十分に考えられます。

私一人の力は微々たるものですが、安心した生活を取り戻すために少しでも力になれれ

ばと思います。心構えとして、支援をする側、

受ける側ではなく、まして上下関係でもありません。同じ社会に暮らす人として対等の関係、同じ視線で関わっていきたい、そうあらねばと常にその関わり方を考えています。

始めに書きましたように、私は異業種からの転身で、「支える」ということの本質については学ぶことの連続です。私が所属する「ゆうあい」ではここ数年、「より豊かな人生を共に送るための支援を目指す」を目標とします。私自身、この目標は変えようがない究極の目標であるとも思っています。

この「共に」という文字を意識しはじめて、私の支援に向かう心に変化がありました。人それぞれの生活の応援をしながら、その人がその人らしく人生を送れるように願っています。

ありがたいことに、一緒に悩み考え、接する中で、彼らから気付かされること、教えられることは少なくありません。「共に」をキーワードとして日々、私は仕事の喜びとやりがいを感じ、成長させてもらっていることに感謝しています。

個人の命と暮らしに目を

浦野愛

うらの・あい氏

阪神・淡路大地震では、同朋大学の学生が設立した支援サークル「同朋大学ボランティアネットワーク」に所属し、被災者支援にあたつた。卒業後、特別養護老人ホームデイサービスセンターで寮母として勤務したのち、レスキュー・スタッフやードの設立と同時に事務局スタッフとなり、2004年度より常務理事を務め長、2009年度より常務理事を務める。災害時要援護者への支援事業を中心に、地域防災・災害ボランティア等、各種講演会・講座講師、支援プログラムの企画・運営を行つてゐる。社会福祉士。1976年静岡県生まれ。

今年11月15日午前0時、約20年もの長い年月、共に深い信頼と愛情を育んだひとりの女性が、天国へ旅立たれました。享年94歳。私たちの出会いのきっかけは、1995年阪神・淡路大震災でした。

当時ご夫妻で灘区にお住まいだったTさんは、震災で家屋が全壊し、福祉センターで約3カ月間の避難所生活を強いられました。長期間、食事・排せつ・寝床など十分な環境が整わない中での過酷な生活はご夫妻の心身に大きな負担をかけました。Tさんのご主人は脱水症状を引き起こし、さらに肺気腫も見つかったため、これ以上の避難所生活は命の危機に関わると判断して、Tさんの弟を頼り、愛知県への避難を決意されました。

当時大学生だった私の所属していたボラン

ティアグループが、愛知県の県外避難者支援のための「With You あいち」を結成しました。県外にいると、兵庫県での災害公営住宅募集や義捐金配分の知らせなど、生活再建に向けた大切な情報が全く入りません。また、プライバシー保護の観点から、行政は避難者の情報を一切公開しなかつたため、被災者同士の横のつながりが持てずに孤独感が増しました。

「同じ被災者なのに、被災地内外でなぜ受けられる支援にこれほどの差が生じるのか」。当事者自らも改善に向けて動きだそうと、Tさんのご主人が呼び掛け人となり、自助グループ「りんりん愛知」も発足しました。茶話会を開いて避難者同士の交流の機会をつくつたり、公営住宅への入居手続きに必要な書類や

方法を説明会形式で提供したり、ボランティアが被災地や同じ立場の人たちとの橋渡し役を担いました。

数年後に当時を振り返ったTさんが、語気を荒らげ「私は被災者である前に一人の人間なのです。そのことを周囲の人たちにきちんと理解してもらいたかった」と私に強く訴えました。

愛知県に移転してきたばかりのころは、新しい町、知らない人、取り残されたような孤独感を味わう日々でした。自治会長や民生委員が周囲に紹介してくれるのはありがたいことですが、いつも言われるのは「この人、神戸からの被災者」という言葉。「私たちには何十年と大切にしてきた名前と生きてきた歴史があるのです。震災で全てを失つても、その

事実は変わらない。でも必ず最初に『被災者』という言葉がついて回る。もちろん皆さん良くしてくださいのだけど、被災者の自分たちと周囲の人たちとの間に見えない壁や格差を感じ、人格が無視されたような気分で悲しく、悔しかった」とお話ししました。

私たちが普段無意識に口にしていた「被災者」という言葉が、これほど深く心を傷つけることになろうとは夢にも思わず、大きな衝撃を受けました。その日から、私は被災者という言葉の先にある、一人ひとりの命と暮らしに真っ先に目を向けていこうと決意しました。

それから約3年後、夫妻は神戸市北区に建設された災害公営住宅シルバーハイツへ移転されました。シルバーハイツはLSA（生活

援助員)も配置された高齢者専用住宅ですが、日中子どもの声は全く聞こえず、スーパーまで往復徒歩30分、いつも周囲はひつそりと静まり返っています。これが本当に人間らしい暮らしなのかと疑問を持たずにはいられませんでした。

「住む場所・食べるもの・着るもののが整えば、それで人は生きていけるのか?」。そんなことを考えていた時、Tさんがポツリと「ここは姥捨て山ですね」^{うばす}とおっしゃったのです。「ここに入ることで、私たちの存在が忘れられることが何よりも寂しい」と続けられました。その日から、T夫妻の「命と暮らし」に向かい合う日々が始まりました。当時学生だった仲間と3ヶ月に1回のペースで自宅に遊びに行き、季節ごとにご主人から届く絵手紙に

心安らぎ、愛知と神戸、離れていても確かな「つながり」を感じていました。いつしかそれがかけがえのない存在になり、尊敬と信頼、愛情が育まれました。

そして2007年6月7日にご主人を、今年11月15日にTさんを天国へとご近所の方と共に見送りました。子どももおらず、親戚づきあいも希薄だつたTさんたちは、最後に「震災で私たちは全てを失い、家と一緒に死んでしまえばよかつたと思うこともありました。でも、私たちは震災によつてかけがえのない出会いがもたらされた。私たちは世界一幸せだと世界中の人に呼びたい」という言葉を残されました。

「かけがえのない人のつながり」。そこにこそ、命と暮らしの本質があるのだと思います。

平成 26 年度

人権啓発シリーズ集

平成27年3月

発 行 (公財)高知県人権啓発センター
〒780-0870
高知県高知市本町4丁目1-37
TEL 088 (821) 4681
FAX 088 (821) 4440

印 刷 西 富 謄 写 堂